

埼玉県公安委員会規程第6号

埼玉県公安委員会における個人情報の管理に関する規程を次のように定める。

平成18年3月28日

埼玉県公安委員会委員長

埼玉県公安委員会における個人情報等の管理に関する規程

(趣旨)

第1条 この規程は、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「法」という。）に定めるもののほか、埼玉県公安委員会（以下「公安委員会」という。）における保有個人情報等の管理について必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規程において使用する用語は、法において使用する用語の例によるほか、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 特定個人情報 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）の第2条第8項に規定する特定個人情報をいう。
- (2) 個人情報等 個人情報及び行政機関等匿名加工情報等をいう。
- (3) 保有個人情報等 保有個人情報及び行政機関等匿名加工情報等をいう。
- (4) 公文書 法第60条第1項に規定する地方公共団体等行政文書をいう。

(総括個人情報等管理者)

第3条 公安委員会における総括個人情報等管理者は、埼玉県警察本部総務部総務課長をもって充てる。

2 総括個人情報等管理者は、保有個人情報等の管理に関する事務を総括する。

(個人情報等管理担当者)

第4条 公安委員会に、個人情報等管理担当者を置き、埼玉県警察本部総務部総務課公安委員会室長をもって充てる。

2 個人情報等管理担当者は、総括個人情報等管理者を補佐するほか、公安委員会における保有個人情報等の適切な管理に必要な事務を行う。この場合、埼玉県警察本部総務部文書課長と必要な連携を図るものとする。

(正確性の確保)

第5条 総括個人情報等管理者は、保有個人情報等の内容が事実でないと認められたときは、その利用目的の達成に必要な範囲内で、過去又は現在の事実と合致するよう、必要な措置をとるものとする。

(保有個人情報等の取扱いの制限)

第6条 総括個人情報等管理者は、埼玉県警察の職員（以下「職員」という。）がその業務の目的以外の目的で保有個人情報等を取り扱うことのないよう、教養の実施その他必要な措置を講ずるものとする。

2 総括個人情報等管理者は、保有個人情報等について、適正な取扱いを確保するために必要な事項を職員に遵守させるものとする。

(廃棄)

第7条 総括個人情報等管理者は、保有個人情報等が不要となったときは、遅滞なく、当該保有個人情報等を廃棄するものとする。

2 総括個人情報等管理者は、保有個人情報等を廃棄するときは、細断、溶解その他復元できない方法により漏えい防止のための措置を講ずるものとする。

(事故発生時等の措置)

第8条 職員は、漏えい、滅失、毀損その他保有個人情報等の管理に係る事故が発生し、又は発生するおそれがあるときは、直ちに、その旨を総括個人情報等管理者に報告するものとする。

2 総括個人情報等管理者は、前項に規定する報告を受けたときは、速やかに、漏えい等が生じた旨を公安委員会に報告するとともに、その原因を調査するものとする。

3 総括個人情報等管理者は、漏えい等が法第68条第1項に規定する事態に該当すると判明したときは、速やかにその旨を公安委員会に報告するとともに、同項の規定による個人情報保護委員会への報告及び同条第2項の規定による本人への通知に必要な措置を講じるものとする。

4 総括個人情報等管理者は、漏えい等の発生又は再発の防止に資するため、第2項の調査の結果に基づき、保有個人情報等の管理の方法の改善に必要な措置を講じるとともに、当該調査の結果及び講じた措置の内容を公安委員会に報告するものとする。

(細目的事項)

第9条 この規程に定めるもののほか、保有個人情報等の管理に関する細目的事項は、埼玉県警察本部長が別に定める。

附 則

この規程は、平成18年4月1日から施行する。

附 則（令和5年3月24日埼玉県公安委員会規程第4号）

この規程は、令和5年4月1日から施行する。